

## 山梨県公共事業評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく公共事業評価の実施等に関し、必要な事項を定める。

(評価対象事業から除外する事業)

第2条 要綱第2条第2項第3号の規定による事業は、次のものとする。

(1) 防衛省の全額国庫補助事業

(評価調書の様式)

第3条 要綱第5条第4項の規定による評価調書は、次のとおりとする。

事前評価	妥当性評価	様式1-1 (総事業費10億円未満の県が事業主体の事業及び各種調査) 様式1-2 (総事業費10億円以上の県が事業主体の事業)
	優先度評価	様式2
再評価	様式3	
事後評価	様式4	

(評価結果等の公表)

第4条 要綱第6条の規定により評価結果等を公表する事業は、次のとおりとする。

事前評価	評価対象事業のうち、総事業費1億円以上の事業
再評価	再評価対象の全事業
事後評価	事後評価対象の全事業

2 公表する時期は、最終的な対応方針の決定後、適宜速やかな時期とする。

附 則

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。